

ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社、磐栄運送株式会社及び株式会社蒲田産業「(仮称)中ノ森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年10月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)中ノ森山風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社、磐栄運送株式会社及び株式会社蒲田産業に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：福島県双葉郡葛尾村及び浪江町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 1日
環境大臣意見受理	令和元年10月15日
経済産業大臣意見	令和元年10月24日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社、磐栄運送株式会社及び株式会社蒲田
産業「(仮称)中ノ森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれら手続中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 関係機関等との連携及び住民への説明

今後の更なる事業計画の検討及び実施に当たっては、復興計画等を踏まえるとともに地元

の地方公共団体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行い、避難中の住民を含む住民への説明や意見の聴取等の関与の機会の確保についても十全を期すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されるため、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域の周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、サシバの主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の周辺にある阿武隈高原中部県立自然公園内には、主要な眺望点である「日山

(天王山)」等が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。